

様式 5

(想定) 台湾の企業に所属(類型①)し、台湾政府奨学金を受けて(類型②)本学での研究を希望する外国人研究員。

(記入例)

2024年 ●月 ●日

誓約日を記入

特定類型該当性に関する誓約書

宮城教育大学長

殿

輸出管理シートの提出と併せて、本人が記載署名します。
輸出管理シート提出対象外の受入者は誓約書提出不要です。

所 属： 教育学部
職 名： 外国人研究員
氏 名： ▲▽ ▼■
(署名) 署名

私は、以下に記載する特定類型①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴学の法令遵守のため、特定類型①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

私は、

- 以下の特定類型①に該当します。
 以下の特定類型②に該当します。
 以下の特定類型①及び②に該当します。
 以下のいずれにも該当しません。

該当する特定類型をチェックしてください。特定類型①②どちらにも該当しない場合にも、特定類型に該当しないことを誓約してください。例の場合は①②どちらも該当します。

- ・特定類型①：日本国以外の外国政府、外国大学又は外国企業と契約関係がある者
 - 例1 本学の教員で外国の大学、外国政府機関又は外国企業と雇用契約を結ぶ兼業をしている者(クロスアポイントメント含む)
 - 例2 外国大学に籍を置き、サバティカル制度やJSPS外国人特別研究員のよう
に、本学に研究のために来ている者
 - 例3 外国企業に勤務している社会人学生
- ・特定類型②：日本国以外の外国政府から資金提供を受けている者
 - 例1 外国政府から留学資金を受けている学生
 - 例2 外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として生活費や研究資金の提供を受けている者

注1：上記特定類型に変更があった場合には、再度、本誓約書を提出してください。

注2：本誓約書の内容について、本学における輸出管理上必要となる場合には関係者に共有される場合があります。

特定類型①又は②の法令上の記載については(参考)を参照してください。

様式 5

(参考)

「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(令和 4 年 12 月 21 日付け 4 貿易第 492 号。以下「役務通達」という。)の 1 (3) サ①又は②

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体 (以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体 (以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者 (次に掲げる場合を除く。)
 - (イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該諸外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合
 - (ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等 (当該本邦法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人により議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益 (金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者